

令和7年度第1回富津市都市計画審議会 会議録

1	会議の名称	令和7年度第1回富津市都市計画審議会
2	開催日時	令和8年2月13日(金) 午後1時55分～午後2時53分
3	開催場所	富津市役所4階 401会議室
4	審議等事項	(1) 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(富津市)について(付議) (2) 内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の変更に係る進捗について(報告)
5	出席者名	○富津市都市計画審議会委員 粕谷達郎、渡辺純一、山田淳一、梅内泉、猪瀬浩、白井義夫、陣野正美、古谷野克己 ○市長 高橋恭市 ○説明員 千葉県県土整備部都市整備局建築指導課副課長 豊岡重人、建築審査班長 杉本武志、建築審査班副主査 浅野寛人 ○事務局 建設経済部長 棟方雅典、建設経済部次長 牧野常夫、都市政策課長 萱野知、都市政策課課長補佐 草刈孝昭、都市政策課副主幹 山田誠、建築住宅係主査 神子和子、建設政策係主査 小泉優介
6	公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	
8	傍聴人定員	5人(定員10人)
9	所管課	建設経済部都市政策課建設政策係 電話 0439-80-1317
10	会議録 (発言の内容)	別紙のとおり

<p>事務局 (山田副主幹)</p>	<p>開会 令和8年2月13日 13時55分</p> <p>定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので、これより令和7年度第1回富津市都市計画審議会を始めます。</p> <p>本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>議事に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前送付いたしました、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 富津市都市計画審議会委員名簿 ・ 議案第1号 資料一式 ・ 報告事項第1号 資料一式 <p>また、本日、席次配付させていただきました、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 席次表 <p>以上となりますが、不足等ございませんでしょうか。</p> <p>続きまして、本日の出席状況を報告いたします。出席委員8名、事前に稲村委員、平野委員の2名から欠席の旨のご連絡をいただいております。よって、富津市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席となっておりますので、会議が成立することを報告いたします。</p> <p>続きまして、会議の公開についてご説明いたします。本日の会議は不開示情報が含まれておりませんので、富津市情報公開条例第23条の規定により、会議を公開といたします。また、本日の傍聴人は5名でございます。</p> <p>なお、会議録作成の補助といたしまして、会議の録音をさせていただきますのでご了承願います。</p> <p>それでは、次第2といたしまして、高橋市長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>高橋市長</p>	<p>開会にあたり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>初めに、皆様方におかれましては、公私ともにご多用のところご出席いただき、心より感謝申し上げます。</p> <p>また、日頃から本市の都市計画やまちづくりにつきまして、ご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p>

	<p>富津市都市計画審議会は、本市における都市計画に関する様々な審議事項につきまして、皆様方からご意見等を賜る重要な会議体であることから、委員の皆様方の活発なご議論をお願い申し上げるところでございます。</p> <p>さて、本日の議題でございますが、議案第1号「建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の敷地の位置について」、報告事項第1号「内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の変更に係る進捗について」の2件となっております。</p> <p>議案第1号につきましては、一般廃棄物処理施設の敷地の位置に係る建築基準法第51条ただし書の許可に関しまして、都市計画の観点からご意見を伺う案件で、千葉県知事から本審議会に付議されたものでございます。</p> <p>報告事項第1号につきましては、千葉県が見直しを進めております、都市計画法第6条の2及び同法第7条に基づく都市計画区域マスタープランの進捗等を報告するものでございます。</p> <p>委員の皆様方には、十分ご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、十分ご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本日は、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (山田副主幹)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次第3の議題に入る前に、あらためて、委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前のみ発表させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p>
<p>事務局 (山田副主幹)</p>	<p>それでは、次第3の議題に移らせていただきます。</p> <p>山田議長、進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>それでは、進行させていただきます。初めに会議録の確定方法でございますが、富津市情報公開条例施行規則の中の、「あらかじめ指名された委員等による承認」の方法を採用したいと思います。また、その署名委員を私から指名することとしてよろ</p>

	<p>しいでしょうか。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>ありがとうございます。それでは、名簿に従いまして第1号委員から渡辺委員、第2号委員から白井委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事を進めます。</p> <p>「議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置（富津市）について」を議題といたします。</p> <p>この議題につきましては、お手許の第1号に係る資料の1枚目にありますように、千葉県知事から付議されたものであるため千葉県建築指導課に説明を求めます。</p>
<p>県 (豊岡副課長)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>千葉県建築指導課豊岡副課長。</p>
<p>県 (豊岡副課長)</p>	<p>説明させていただきます。本日、ご審議いただく第1号議案は、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の案件で、一般廃棄物処理施設の敷地の位置に係るものです。</p> <p>初めに、建築基準法第51条についてご説明します。</p> <p>それでは、議案書の1ページの「建築基準法第51条ただし書きの許可について」をご覧ください。</p> <p>法第51条では、都市計画区域内において、「卸売市場・火葬場・ごみ焼却場・一般廃棄物処理施設」などの周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがある施設については、原則、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないと規定されております。</p> <p>ただし、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合に、例外的</p>

に新築し、又は増築することができる。」とされております。

今回付議いたします案件は、民間事業者が設置する一般廃棄物処理施設で、都市計画決定されるものではないため、この富津市都市計画審議会において、その敷地の位置が都市計画上支障ないかをご審議いただくこととなります。

続いて、2ページの「処理施設の敷地の位置」をご覧ください。

施設の設置者は、エム・エム・プラスチック株式会社代表取締役森村努です。

敷地の位置は、富津市新富に位置しており、敷地面積は54,947.75平方メートルで、工業地域となっております。

次に、3ページの「計画概要書」をご覧ください。

施設の設置者であるエム・エム・プラスチック株式会社ですが、計画敷地内において、平成20年に許可を受け、すでに同様の施設を運営しており、これらの施設については、特段、事故や苦情等はなく、適切に運営されていることを確認しています。

今回、近年の社会情勢の変化により、廃棄物の量が増加傾向にあることから、処理施設の増設を計画するものとなります。

「1. 施設の種類」は、一般廃棄物の中間処理施設です。

今回の許可対象施設及び処理能力は、「2. 施設の処理能力」に記載のとおりであり、処理能力の合計が、前回許可時の処理能力の1.5倍を超えることとなるため、再度、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となるものです。

また、建築物は、既存の建築物7棟に加え、今回、成形棟や選別棟など、計7棟を新築する計画となっております。

次に、4ページの「位置図」をご覧ください。

敷地は、JR内房線青堀駅から西へ約1.8キロメートルの工業地域に位置しております。

周辺には都市計画上支障となるような都市施設や学校、病院等はありません。

次に、5ページの「計画図」をご覧ください。

今回の計画地は赤色で着色している個所です。

主要な搬出入経路は、青色の線で表示している幅員20メートルの市道です。

なお、一日あたりの搬出入車両は最大約 173 台となる計画であり、今回の発生交通量による主要な搬出入経路に対する影響については、支障はないと考えております。

次に、6 ページの「議案概要」をご覧ください。

中段の「2. 審査指標」については、「敷地の位置の適格性」、「搬出入計画の妥当性」、「施設計画の妥当性」について審査を行い、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

次に、7 ページの「配置図」をご覧ください。

今回の許可対象となる処理施設は、黄色で色塗りしている「新設の処理施設」、青色で色塗りしている「既設の処理施設」となります。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

本施設における処理の流れについてご説明します。

一般廃棄物として各家庭から排出され、本施設に搬入された廃プラスチック類は、各処理施設で破砕処理などを経て、プラスチック製品の原材料となります。

プラスチック製品の原材料は、そのままプラスチック製品製造業者に搬出されるほか、2 棟の成形棟においてプラスチック製品として成形され、物流業者などに搬出されます。

次に、8 ページの「環境関係法令等との適合状況」をご覧ください。

環境関係法令については、騒音、振動及び悪臭について環境対策が求められますが、基準に適合した計画となっていることを環境部局においても確認しており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

最後に、9 ページの「付近建築物用途現況図」をご覧ください。

100 メートル及び 200 メートルの範囲に住宅はなく、工業施設のみが所在しています。また、付近には学校、病院等はありません。

なお、隣接地の所有者に今回の計画を説明したところ、特に反対意見はありませんでした。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<p>議長 (山田会長)</p>	<p>説明が終わりました。質疑又はご意見ございますか。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>猪瀬委員。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>本件については、都市計画審議会を通れば良いということだと思いますが、環境面においても配慮する必要があると思います。富津市環境審議会では、どのような意見があったか教えてください。</p>
<p>県 (豊岡副課長)</p>	<p>8ページをご覧ください。こちらの資料に環境関係法令等の適合情報が記載されており、適合であることを確認しております。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>環境審議会は通っているということでよいのでしょうか。</p>
<p>県 (豊岡副課長)</p>	<p>環境審議会への付議は必要のない施設となっております。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>わかりました。 少し細かいことをお聞きしますが、3ページを見ると施設の処理能力は今回新設することで約4倍となると思います。 6ページでは1日あたりの搬出入車両は最大約173台となっておりますが、現在の1日あたりの搬出入車両は何台程度なのでしょうか。</p>
<p>県 (豊岡副課長)</p>	<p>現在、搬入は11台、搬出は12台で計23台になります。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>わかりました。7倍くらいの台数が入り出すのが問題ないと</p>

	<p>いうことだと思えます。</p> <p>続いて 8 ページに騒音や振動等の予測値が記載されているかと思えますが、既存施設での数値を教えてください。</p>
<p>県 (豊岡副課長)</p>	<p>既存施設の個別の数値は現在手元にはないですが、計画施設と合算して基準値に適合していることを確認しております。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>既設施設の数値と新設後の予測値、どれほど変わるのか示してもらえると了解しやすいのですが。</p>
<p>県 (豊岡副課長)</p>	<p>騒音レベルについては昨年 11 月に測定しており昼間最大で 62.0 デシベル、低い時間帯である夜間は 57.6 デシベル程度となります。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>新設後の予測値は 63.0 デシベルとあります。そこまで変わらないということでしょうか。</p>
<p>県 (豊岡副課長)</p>	<p>はい。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>渡辺委員。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>新設する施設に水処理施設というものがありますが、これは具体的にどのような機能を持つのでしょうか。</p>
<p>県</p>	<p>敷地内のごみ処理施設で出た排水を再利用または公共下水路</p>

(豊岡副課長)	へ放流するための施設になります。
渡辺委員	浄化された水が公共下水路に放流されるという認識でよいでしょうか。
県 (豊岡副課長)	はい、そのとおりでございます。
議長 (山田会長)	他にございますか。
梅内委員	はい、議長。
議長 (山田会長)	梅内委員。
梅内委員	最後の説明の中で、近隣企業に計画を説明して問題なかったとありましたが、具体的にどれほどの範囲の方に説明されたのでしょうか。
県 (豊岡副課長)	敷地に隣接する土地の所有者に説明しております。
梅内委員	わかりました。
議長 (山田会長)	他にございますか。 それでは、質疑もないようでございますので、議案第1号につきましては、「異議なし」として答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長 (山田会長)	挙手全員でございますので、異議なしと答申することに決しました。答申書の文面等につきましては、会長の私に一任いた

<p>議長 (山田会長)</p>	<p>だく形でよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>続きまして、「報告事項第1号 内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の変更に係る進捗について」を議題といたします。議題についての説明を求めます。</p>
<p>事務局 (萱野課長)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>萱野都市政策課長。</p>
<p>事務局 (萱野課長)</p>	<p>それでは、報告事項(1)内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の変更に係る進捗について、ご説明いたします。</p> <p>資料1「内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の変更に係る進捗について」をご覧ください。</p> <p>今回、千葉県が10年ごとに定期的に都市計画の見直しをするにあたり、1の(1)のとおり新たに広域都市計画マスタープランを策定することといたしました。この詳細は、この後説明いたしますが、この広域都市計画マスタープランの策定と併せて区域パート部分の富津都市計画及び大佐和都市計画区域マスタープランの定期見直しをしております。</p> <p>富津都市計画及び大佐和都市計画区域マスタープランにつきましては、用途地域の変更や市街化区域の編入など、大きな変更はなかったものの、定期見直しに併せて現行に合わせて追記や字句の修正等を行いました。</p> <p>主な改正内容について、レジユメのとおりまとめておりますので、レジユメで説明いたします。</p> <p>(1)内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(内房広域都市計画マスタープラン)の策定でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、県は、今回新たに広域</p>

的な視点から、都市づくりの方向性や方針を示すため、区域マスタープランを束ねる形で広域都市計画の整備、開発及び保全の方針、いわゆる広域都市計画マスタープランを策定することとし、県の総合計画を踏まえ県内に6つの圏域を設定し、富津市につきましては、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市と富津市の5市で構成する内房広域都市圏に設定されました。

資料3-1「広域都市計画マスタープラン（内房広域都市圏）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 新旧対照表」の目次をご覧ください。

第1章で内房広域都市圏の広域都市計画マスタープランについて定め、第2章で市原から大佐和までの都市計画の区域ごとのマスタープランを定めております。

富津市につきましては、線引き区域である富津都市計画及び非線引きの大佐和都市計画が該当であり、この2つの都市計画区域では、先ほど申し上げましたが、用途地域の変更や市街化区域の編入などといった大きな改正がなかったものの、定期見直しに併せて現行に合わせて追記や字句の修正等を行いました。それがレジュメの(2)(3)となります。

(2) 市本庁舎周辺の都市的な土地利用の検討につきましては、市役所本庁舎周辺では、県道大貫青堀線、市道下飯野線、本郷バイパスの整備・開通により利便性が向上しており、今後千種新田バイパスの開通により更なる利便性の向上が見込まれ、都市的土地利用の期待が高まる可能性があることから、富津都市計画区域の④市街化調整区域の土地利用の方針において、検討していくことを追記いたしました。

(3) 県下統一の修正や時点更新、表現修正等の事務的な修正につきましては、時間の都合上、抜粋して説明いたします。

恐れ入りますが、再度資料3-1「広域都市計画マスタープラン（内房広域都市圏）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 新旧対照表」の11ページをご覧ください。

1) 人口、産業フレームの更新につきましては、これまで区域マスタープランごとに記載していた人口及び産業フレームを広域都市計画マスタープランにまとめて記載することとしたことによるものでございます。

続きまして、2) 近隣公園(大堀1号公園)の事業完了に伴う更新につきましては、新旧対象表の107ページをご覧ください。

概ね10年以内に整備を予定する公園として、富津市大堀地先に設置しております大堀1号公園を記載しておりましたが、整備が完了したことから削除するものでございます。

続きまして、3) 都市下水路(伊勢原都市下水路等)の事業完了に伴う更新につきましては、新旧対照表の114ページをご覧ください。

概ね10年以内に整備を予定する施設として、富津市千種新田地先に雨水対策設備として設置しております都市下水路伊勢原都市下水路及び平野都市下水路を記載しておりましたが、整備が完了したことから削除するものでございます。

主な改正につきましては、以上でございます。

2ページをご覧ください。

ただいまご説明いたしました内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる内房広域都市計画マスタープラン並びに富津及び大佐和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる区域マスタープランにつきましては、11月に千葉県に案の申し出をする前に、パブリックコメントを実施し、市民からの意見を聴取いたしました。

パブリックコメントにつきましては、レジュメ2ページの2の(1)に記載のとおり、10月1日から31日までの期間で行い、3件の意見提出がありました。

意見及びそれに対する市の考え方につきましては、資料4富津市パブリックコメント手続実施結果報告書の記載のとおりでございます。なお、この3件の意見により、原案の内容を変更していません。

案の申し出後、12月12日から12月26日まで案の縦覧を実施いたしました。縦覧期間中に、公述の申出が1件あり、都市計画法第16条に基づき、2月1日に公聴会を開催いたしました。提出された公述の意見の趣旨につきましては、資料5公述申出一覧表のとおりでございますが、公聴会の概ね一か月後に、千葉県ホームページにて意見に対する県の考えが示されると聞いております。

	<p>最後に、今後の予定についてご説明いたします。</p> <p>本日も説明させていただいた案について、4月に2週間の縦覧が行われる予定でございます。</p> <p>また、令和8年夏頃になる予定ですが、千葉県都市計画審議会に付議され、国の法定協議を経た後、都市計画決定の告示がされることとなりますが、県の都市計画審議会前に、市の都市計画審議会を開催し、諮問をさせていただく予定としておりますので、詳細が決定いたしましたらご連絡をさせていただきます。</p> <p>なお、資料2都市計画の定期見直し（広域都市計画マスタープランの策定）、資料3-2富津都市計画方針付図、資料3-3大佐和都市計画方針付図につきましては、大きな変更点がないため割愛させていただきますが、本日も説明させていただいた内房広域都市計画マスタープランをご理解いただくための参考として、ご覧いただければと思います。</p> <p>以上で、報告事項第1号の説明を終わらせていただきます。</p>
<p>議長 （山田会長）</p>	<p>説明が終わりました。質疑又はご意見ございますか。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 （山田会長）</p>	<p>猪瀬委員。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>資料1で示される主な改正（2）で市役所周辺の土地利用に関して、道路が整備されていることから適切な土地利用を検討するとしておりますが、この点について、県はどのように考えているのでしょうか。</p>
<p>事務局 （萱野課長）</p>	<p>市本庁舎周辺については市街化調整区域であるため、土地活用はハードルが高いものになりますが、ご説明のとおり県道大貫青堀線や本郷バイパスの整備、開通等によりポテンシャルが高まっていると考えているため、今回富津都市計画区域マスタ</p>

	<p>ープランに記載することとしました。</p> <p>県からは細かな表現修正はあったものの、市の考えを尊重していただいていると認識しています。</p> <p>これは非常に大きな一歩かと思しますので、検討を進めていただければと思います。また、就業構造を見ると令和17年の第1次産業は、概ね100人と現在の7分の1の就業人口になる想定とわかります。農地の話にもなってしまいますが、これもしっかり考えた上で進めていただけたらと思います。</p> <p>他にございますか。</p> <p>はい、議長。</p> <p>渡辺委員。</p> <p>資料3-1の8ページに富津公園に関する記載がございますが、県で策定した「富津公園の再整備に向けた基本方針」との関連性について、教えてください。</p> <p>富津公園の再整備につきましては、蓮沼海浜公園と併せて、令和4年度から検討が開始され、これまでに「再整備に向けた基本方針」や「再整備計画（案）」が示されています。本市といたしましても、最終的な公募に一日も早く進めていただけるよう要望させていただいているところです。</p> <p>本計画においては、県が原案を作成しているパートの19ページの中点の2つ目に、広域公園としての今後の整備について方針として位置付けられていますので、先に申し上げました、富津公園再整備に係る基本方針や再整備計画と連携しながら進められると考えております。</p>
猪瀬委員	
議長 (山田会長)	
渡辺委員	
議長 (山田会長)	
渡辺委員	
事務局 (萱野課長)	

渡辺委員	<p>わかりました。</p> <p>続いて 106 ページになりますが、富津みなと公園を避難場所に位置づけるとあります。以前から大きめの遊具が 2 つ塩害で朽ちていて使用禁止の状態になっているかと思いますが、これは撤去する予定はないのでしょうか。</p>
事務局 (萱野課長)	<p>遊具が朽ちていて使用禁止になっていることについて、市としても認識しており、これまでも対応をお願いしてきたところです。このまま放置することは危険かと思imasるので、管轄の千葉県木更津港湾事務所には再度連絡させていただきます。</p>
渡辺委員	<p>ありがとうございます。是非撤去を進めていただけたらと思います。</p> <p>続いて 110 ページですが、建築物の不燃化を促進するとありますが、火災の 6 割が通電火災、ブレーカー漏電等によるものです。そのためブレーカーを自動的に遮断する等といった取り組みも重要かと思imasますが、こういった取組は記載できないのでしょうか。</p>
事務局 (萱野課長)	<p>本計画においては、主に都市計画決定に係る各種制限等を記載しており、建物の不燃化対策としては、富津都市計画区域及び大佐和都市計画区域の商業地域及び近隣商業地域に指定している「防火地域及び準防火地域」により建物の構造としての不燃化を目指しております。</p> <p>しかしながら、委員ご指摘のとおり火災や各種災害については地域特有の課題もありますので、本計画のみならず、個別計画等により取り組んでいく必要があると考えます。</p>
渡辺委員	<p>わかりました。</p>
議長 (山田会長)	<p>他にございますか。</p>
猪瀬委員	<p>はい、議長。</p>

<p>議長 (山田会長)</p>	<p>猪瀬委員。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>建築物の不燃化について、旧富津町のエリアは非常に密集しており木造住宅も多いと思いますが、この点について市として火災予防の対策は考えているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (萱野課長)</p>	<p>火災防止の観点では、防災部局から啓発がされるものと考えておりますが、都市部局では新たに建て替えるとき等は現在より密集しないようにする必要があると考えております。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>都市部局の観点で、災害時に緊急車両の通行を妨げないようなまちづくりをする、空き家を購入して延焼を防ぐ緩衝地を作る等も考えられると思いますので都市部局でも火災防止を考えていくべきかと思います。意見になります。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>他にございますか。 それでは、質疑もないようでございますので、本日の議題は全て終了とします。 慎重なる審議、誠にありがとうございました。 それでは、議長の職を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局 (山田副主幹)</p>	<p>山田会長、ありがとうございました。 以上をもちまして、令和7年度第1回富津市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。 閉会 令和8年2月13日 14時53分</p>